

平成23年第2回柳津町議会定例会会議録

第3日 平成23年6月17日（金曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 横田善郎	5番 鈴木吉信	8番 伊藤毅
2番 菊地正	6番 小林功	9番 磯部静雄
3番 羽賀弘	7番 荒明正一	10番 田崎為浩

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町長 井関庄一	保育所長 岩佐節子
副町長 田崎幸一	総務課長 新井田健一
教育長 新井田明義	出納室長 齋藤勇雄
教育課長 伊藤光正	町民課長 矢部良一
公民館長 長谷川富雄	地域振興課長 佐藤静穂

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 新井田 敏                      主任主査 田崎好章

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 報告第 1 号 総務文教常任委員会付託案件審査結果報告について  
日程第 2 議案第 4 5 号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第 3 議案第 4 6 号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第 4 議案第 4 7 号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第 5 議案第 4 8 号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第 6 議案第 4 9 号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第 7 議案第 5 0 号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第 8 議案第 5 1 号 専決処分の承認を求めることについて

- 日程第 9 議案第 5 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 1 0 議案第 5 3 号 柳津町電気通信格差是正事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 5 4 号 柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 5 5 号 柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 議案第 5 6 号 平成 2 3 年度柳津町一般会計補正予算
- 日程第 1 4 議案第 5 7 号 平成 2 3 年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 1 5 議案第 5 8 号 平成 2 3 年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第 1 6 議案第 5 9 号 平成 2 3 年度柳津町介護保険特別会計補正予算
- 日程第 1 7 議案第 6 0 号 平成 2 3 年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第 1 8 議案第 6 1 号 平成 2 3 年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第 1 9 議案第 6 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 0 報告第 2 号 平成 2 2 年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 2 1 報告第 3 号 平成 2 2 年度柳津町事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 2 2 報告第 4 号 会津若松地方土地開発公社経営状況の報告について
- 日程第 2 3 議員提出議案第 2 号 子どもたちに長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断の実施を求める意見書の提出について
- 日程第 2 4 議員派遣について

◎開議の宣告

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。

◎議案の審議

○議長

日程第1、報告第1号「総務文教常任委員会付託案件審査結果報告について」を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、小林 功君。

○総務文教常任委員長（登壇）

報告第1号

総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

平成23年第2回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された陳情第3号については、平成23年6月16日教育長、教育課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告をいたします。

記

1. 陳情第3号「子どもたちに長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断の実施を求める意見書の提出を求める陳情」については、陳情の趣旨を十分尊重し採択の上、議長名をもって関係各機関へ意見書を提出すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

平成23年6月17日

柳津町議会総務文教常任委員会

委員長 小林 功

柳津町議会議長 田崎 為 浩 殿

○議長

お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、総務文教常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第2、議案第45号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

皆さん、おはようございます。

議案第45号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由の説明をいたします。

本案は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額について、平成23年4月からの恒久化により、柳津町国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたため専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては町民課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長

それでは、専決処分について補足して説明をいたします。

柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正したいと思っております。

第7条第1項中の35万円を39万円に改める。同条第2項を削るということであります。これらについては、平成21年10月より平成23年3月の間、暫定的に4万円を引き上げる出産育児一時金でありました。これらについて支給をしていたわけでありましたが、平成23年3月に切れたということで、23年の4月から恒久的にこれらのものを行っていくということでの改正事項であります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第45号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第3、議案第46号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第46号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由の説明をいたします。

本案は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては町民課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長

専決処分について補足して説明をいたします。

柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正いたしたいと思っております。

第2条第2項中の50万円を51万円に改める。これは医療給付分でございます。同条第3項中、13万円を14万円に改める。これは後期高齢者支援金分でございます。同条第4項中、10

万円を12万円に改める。これは介護納付金分であります。

第23条、50万円を51万円に、13万円を14万円に、10万円を12万円に改めるであります。

これらの施行日については、平成23年4月1日から施行するというので、よろしいお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第46号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長

お諮りします。

日程第4、議案第47号「専決処分の承認を求めることについて」、日程第5、議案第48号「専決処分の承認を求めることについて」、日程第6、議案第49号「専決処分の承認を求めることについて」、日程第7、議案第50号「専決処分の承認を求めることについて」は、いずれも関連性がありますので、一括上程し議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号を一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第47号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成22年度柳津町一般会計補正予算でありまして、地方消費税交付金、特別交付税、安全・安心な学校づくり交付金の国庫支出金等の金額確定などに伴い、歳入歳出予算の追加補正について専決処分したものであります。

次に、議案第48号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成22年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算でありまして、調整交付金、保険給付費の減額に伴い、歳入歳出予算の減額補正について専決処分をしたものであります。

次に、議案第49号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成22年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算でありまして、久保田簡易水道施設の改良事業費の確定に伴い、歳入歳出予算の減額補正について専決処分をしたものであります。

次に、議案第50号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成23年度柳津町一般会計補正予算でありまして、3月11日に発生いたしました東日本大震災による避難者受け入れに伴い、歳出予算の追加補正について専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長

では、初めに平成22年度柳津町一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,621万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,519万2,000円とするものでございます。

なお、歳入歳出予算の計画は別表の「歳入歳出予算補正」によるものでございます。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

7ページをお開きください。

歳入歳出補正予算でございますが、歳入で、地方譲与税で総額で239万3,000円になっております。利子割交付金で2,000円の減でございます。配当割交付金で7万円の増でございます。株式等譲渡所得割交付金で2万5,000円の減でございます。地方消費税交付金で364万4,000円の増でございます。自動車取得税交付金で42万8,000円の増でございます。地方交付税で7,184万3,000円の増でございます。交通安全対策特別交付金で5万1,000円の増でございます。国庫支出金で4,463万9,000円の増でございます。諸収入で27万5,000円の減でございます。

次のページへいきまして、町債で3,704万7,000円の減で、合計で8,621万9,000円の補正でございます。

歳入でございますが、総務費で3,070万円の増でございます。衛生費で40万円の減でございます。土木費で57万2,000円の増でございます。教育費は財源補正でございます。予備費で5,534万7,000円の増でございます。合計で8,621万9,000円の増でございます。

次のページであります。地方債補正でございます。これは事業が確定したことによる補正でございます。初めに、町道五疊敷大成沢線の施設整備事業で、補正後の金額で1,810万ということで170万円の増でございます。次に、久保田地区の用水施設整備事業ということで3,200万ということで40万円の減でございます。高森地区集会所整備事業ということで1,790万ということで160万の減でございます。役場庁舎太陽光発電施設整備事業ということで470万で30万の増でございます。学校施設耐震補強の大規模改修事業でございますが、これが1億2,400万で3,620万の減でございます。臨時財政対策債ということで1億9,284万7,000円で84万7,000円の減でございます。合計で5億4,124万7,000円でございます。

次に、13ページをお開きください。

歳入でございますが、これはほとんど確定による歳入の補正でございます。地方揮発油譲与税で239万3,000円の増でございます。自動車重量譲与税で50万円の増でございます。

利子割交付金の利子割交付金で2,000円の減でございます。

配当割交付金で7万円の増でございます。

次のページいきまして、株式等譲渡所得割交付金で2万5,000円の減でございます。

地方消費税交付金で364万4,000円の増でございます。

自動車取得税交付金で42万8,000円の増でございます。



地方交付税で7,184万3,000円ではありますが、これは特交分として7,184万3,000円でございます。

次に、交通安全対策特別交付金で5万1,000円の増でございます。

国庫支出金で教育費国庫補助金で4,463万9,000円の増でございます。

諸収入の雑入で27万5,000円の減でございます。これは財団法人東北活性化研究センター助成金ということで、これは太陽光に対する補助分でございます。補助率は50%になっていますが、事業費の減によりまして27万5,000円の減になっております。

町債でございますが、総務債の過疎対策事業債で30万の増ということで、これは先ほどありました太陽光の部分で、財団のほうの補助金が減りましたので、加算の分でその分30万円を見ました。あと衛生費で40万円の減ということで、これは久保田地区の用水整備の事業でございます。

次にページにいきまして、土木債で170万の増ということで、これは町道五疊敷大成沢線の整備事業であります。教育債で3,780万の減ということで、これは学校の耐震補強関係、あと地区集会所、高森分で減になっております。臨時財政対策債で臨財債ということで84万7,000円ほど減になりました。

合計で3,704万7,000円の減でございます。

次、歳出でございますが、総務費で一般管理費ということで70万。これは超過勤務ですが、これは職員の超過勤務ということで増になっております。あと財政管理費ということで、これがありましたが、これは3,000万ということで、この分については財政基金のほうに積み立てということで3,000万ほど積み立てをいたしました。庁舎管理費の補正でございますが、これは先ほど言いました財源補正で地方債と一般財源のその他の財源ということで財源の補正でございます。

環境衛生費でございますが、40万円の減ということで、これは簡易水道への繰出金、先ほどの起債分であった部分です。

土木費が道路維持管理費で58万7,000円。これは燃料等でございます。道路新設改良費ということで、これは財源補正で、先ほど起債にもありましたが170万の増でございます。

次のページにいきまして、柳津小学校管理費も財源補正でありまして、これも地方債と国庫補助分ということでの財源補正です。次に、柳津中学校管理費も財源補正で、これも国庫補助金と地方債の財源補正、一般会計もそうです。教育費の公民館費、これも財源補正でございます。これも地方債と一般財源の財源補正です。

予備費で5,534万7,000円の増でございます。

23ページをお開きください。

平成22年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,709万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億398万9,000円にするものでございます。

次のページの歳入歳出補正予算でございますが、歳入で国庫支出金で1,709万7,000円の減でございます。

次のページにいきまして、歳出でございますが、保険給付費で1,227万3,000円の減でございます。予備費で482万4,000円の減でございます。

28ページをごらんください。

歳入ですが、国庫支出金の財政調整交付金で1,709万7,000円の減でございます。

次のページで、歳出でございますが、保険給付費で一般被保険者療養給付費の医療費分で967万3,000円で、これは一般給付費分で減になっております。保険給付費の一般被保険者高額療養費で、この分も260万減になっております。

予備費で482万4,000円の減でございます。

31ページをお開きください。

平成22年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ70万を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,447万とするものでございます。地方債の補正は「第2表 地方債補正」によります。

次のページでございますが、歳入歳出予算補正でございます。歳入で、繰入金で40万の減、町債で30万の減、合計で70万の減でございます。

次にページでございますが、歳出で、簡易水道事業費で68万8,000円の減、予備費で1万2,000円の減、合計で70万の減でございます。

次に、地方債の補正であります。柳津簡易水道区域拡張事業で、補正後の予算が1,480万ということで、30万ほど減になっております。

37ページをお開きください。

歳入でございますが、一般会計繰入金で40万。これは衛生費からの繰り入れでございます。町債で簡易水道事業債でございますが、30万の減でございます。

歳出でございますが、簡易水道改良事業費ということで工事請負費で68万8,000円の減でございます。

予備費で1万2,000円の減でございます。

40ページをお開きください。

平成23年度柳津町一般会計補正予算ということで、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものでございます。

次のページでございますが、歳出予算補正でございますが、歳出でございます。

民生費で災害救助費ということで903万5,000円の増、教育費で52万3,000円の増、予備費で955万8,000円の減でございます。

次に、43ページをお開きください。

歳出であります。民生費で災害救助費ということで903万5,000円で、需用費ということで医薬材料費、これは避難所の医薬材料費で60万の補正でございます。委託料が地震の避難者の受け入れ関連事業ということで委託料で843万5,000円の増でございます。これは3月21日から受け入れした分でございます。

次に、教育費の柳津小学校管理費でございますが、需用費で13万7,000円ということで、これは修繕費でございます。柳津小学校教育振興費で26万8,000円。これは扶助費ということで準要保護児童生徒援助費ということでございます。次に、柳津中学校教育振興費でございますが6万5,000円。これも扶助費ということで6万5,000円の児童生徒の扶助費でございます。

次のページにいきまして、学校給食費5万3,000円の補正で、需用費の修繕費でございます。

予備費で955万8,000円でございます。今回の補正につきましては国のほうからの財源の補正というものが確定しておりませんので、予備費のほうを減額して予算を組んでおります。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第47号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することにご

異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第48号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第49号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

お諮りします。

議案第50号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◇

◇

◇

○議長

日程第8、議案第51号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第51号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由の説明をいたします。

本案は、東日本大震災による被災者等支援のため、入湯税の課税免除に伴い、柳津町税条例の一部を改正する必要性が生じたため専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長

では、柳津町税条例の一部を改正する条例について、補足してご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、東日本大震災による被災者の入湯税の課税免除ということで、附則に次の1条を加えるということございまして、平成23年東日本大震災による被災者及び避難者に対しては第142条の規定にかかわらず入湯税を課さないということで、これは、税条例の142条で入湯税の課税免除というのがありますが、ここの中では、免除の対象は年齢12歳未満、あとは共同浴場、そういうものになっておりますが、今回はその規定にかかわらず被災者の分について課税を免除するというので、この条例は公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用し、この条例は平成24年3月31日限りで効力を失うというものでございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第51号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◇

◇

◇

○議長

次に、日程第9、議案第52号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第52号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由の説明をいたします。

本案は、東日本大震災による被災者の負担軽減を図るため、個人住民税の特例措置並びに固定資産税の課税免除等の措置を講ずることとした地方税法の一部改正に伴い、柳津町税条例の一部を改正する必要性が生じたため専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長

では、柳津町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、東日本大震災の被災者の負担軽減を図るための固定資産税及び町民税等の特別措置を講じることとした地方税法の一部を改正する法律が交付されたことにより、柳津町の税条例の一部を改正するものでありまして、附則に次の3条を加えるということでございます。

23条でございますが、東日本大震災に係る雑損控除等の特例ということで、これは東日本大震災により、その者の所有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により平成22年度において生じた損失金として23年度以降分の個人住民税の雑損控除の控除及び雑損の金額の特例を適用することができるということでございます。それで、この適用を受けた場合には、22年度で適用されますので23年度はなかった分というようなことので条文でございます。

次に、2項でございますが、これは前項の特例損失金が24年度以降に生じた場合においては、前項中23年とあるというのは当該特例金が生じたとする条文でございます。

3項ですが、これは第1項の規定によって控除された損失金額のうち、配偶者及びほかの親族の資産について受けた損失金がある場合について適用したものでございます。

4項が、第1項の規定によって控除された損失金のうち、配偶者及びその他の親族の資産について受けた損失金の金額がある場合について規定した部分でございます。

5項は、平成23年度分の町民税の申告に、第1項の東日本大震災による雑損控除の特例を受けたとする旨の記載がある場合に限り適用するというような規定でございます。

次に、24条の東日本大震災に係る住宅借入金特別税控除等の適用期限の特例ということでございますが、これは、住宅借入金特別控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても控除対象期間の残りの期間については引き続き税額の控除は適用するという事とした規定でございます。

次に、25条でございますが、これは東日本大震災に係る固定資産の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等ということで、これは大震災により災害によって滅失、損失した住宅の用に供された土地等で、これについては当該土地を住宅用とみなすということで、これは、住宅用地とみなされた場合には資産税が軽減されますので、そういった部分で軽減できるということの申告の手続でございます。

その25条でございますが、25条の第1項の規定を受けようとする者が町長に提出する申告書の規定について定めた分でございます。

2項については74条の規定の適用除外ということで、これは住宅を所有する者は、前年の賦課期日から引き続いて所有する場合、このとき当該年度の1月31日まで申告を提出しなければならないというものの除外規定でございます。

3項は、附則第56条というのがこの東日本大震災の特例条項なんですが、納税義務者、全員の場合、固定資産の案分の申し出をする代表が町長に提出する書類の事項を規定した事項でございます。

4項につきましては、この規定に基づく案分の申し出に対して、法の附則第56条、これは特例措置でございますが、その規定に基づき読みかえる規定としたものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するという事と、ただし、附則第24条の規定は平成24年1月1日から施行するという事とございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第52号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◇

◇

◇

次に、日程第10、議案第53号「柳津町電気通信格差是正事業分担金徴収条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第53号「柳津町電気通信格差是正事業分担金徴収条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、町が移動通信用鉄塔施設を整備する際、電気通信事業者から分担金を徴収するために本条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長

では、柳津町電気通信格差是正事業の分担金の徴収条例についてご説明を申し上げます。

第1条ですが、この条例は地方自治法第224条、これは分担金の徴収の条項でございます



て、同法の228条第1項は分担金の徴収に関しては、これは条例で定めなければならないという規定に基づき、柳津町電気通信格差是正事業の賦課、徴収その他分担金に関し必要な事項を定めるということでございまして、これは、今まで分担金ということで事業者の契約者からもらっていいということになっておりまして、今までは国庫補助の要項の中で分担金をもらっていたわけなんですけど、県のほうからの指導で、補助要項に基づいて分担金はもらっているんだが、やはり分担金として正式にもらうには分担金条例を制定しなさいという指導がありまして、国庫補助用にうたっているからいいというものではないということで、今回分担金条例を地方自治法の規定に基づきまして定めるものでございます。

第2条で、町長は、事業により利益を受ける電気通信事業者から分担金を徴収するというところで、この割合については標準的な負担割合ということで福島県版がありまして、柳津町は100世帯未満の適用でありまして、国から3分の2、町村が3分の1ということで、その中から3分の1分の事業者からまたその3分の1、9分の1を負担させるというようなことで分担金を徴収するものであります。

3条で、分担金の額は町長が定めるということで、今申し上げましたような全体分の9分の1という分担金になります。

徴収時期及び方法でございますが、分担金の徴収は納入通知書により一括納付してもらう。

委任ですが、この条例に定めるほか、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるということで、この条例は公布の日から施行し、平成23年度事業に係る分担金から適用するというところでございまして、今年度分は国のほうで分担金を国の国庫補助により規定してもらっておりましたので、当初予算について、一応分担金としては当初予算で647万6,000円ほど計上済みとなっております。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第53号「柳津町電気通信格差是正事業分担金徴収条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

次に、日程第11、議案第54号「柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第54号「柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法の期限延長により、地方税の課税免除等の省令改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長

柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例につきましては、昨年度も過疎のほうの延期によりまして1年延長したわけですが、今年度も延期ということになりまして、課税免除の期間を、23年3月31日を今回2年間延長ということで、25年3月31日までに延長するものでございます。

この条例は公布の日から施行し、改正後の柳津町税特別措置条例の規定は、平成23年4月1日から適用するものでございます。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第54号「柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

次に、日程第12、議案第55号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第55号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、国民健康保険被保険者の厳しい環境を考慮し、税率の引き下げに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては町民課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長

議案第55号について補足して説明いたします。

柳津町国民健康保険税条例の一部を次のように改定したいと思っております。

第3条第1項中、100分の7.08を100分の5.59に改める。これは医療給付費分の国保被保険

者の所得割を改めるものであります。

第4条中、100分の22.26を100分の17.9に改める。これについては資産割であります。

第5条中、1万9,360円を1万3,800円に改める。均等割であります。

第5条の2中、1万7,410円を1万1,900円に、8,700円を5,950円に改める。これは平等割でございます。

続いて、第6条中、100分の2.31を100分の2.64に改める。後期高齢者支援金分に係る国保被保険者の所得割についての改めでございます。

第7条中、100分の7.27を100分の8.47に改める。資産割であります。

第7条の2中でありまして、6,260円を6,300円に改める。均等割であります。

第7条の3中、5,630円を5,500円に、2,810円を2,750円に改める。これについては平等割でございます。

第8条中、100分の2.23を100分の2.31に改める。介護納付金分に係る国保被保険者の所得割についての改めでございます。

第9条中、100分の8.31を100分の8.39に改める。資産割であります。

第9条の2中、8,660円を7,700円に改める。均等割であります。

第9条の3中、4,930円を4,400円に改める。平等割でございます。

第23条第1項第1号中の1万3,550円を9,700円に、1万2,190円を8,400円に、6,100円を4,200円に、4,390円を4,500円に、3,940円を3,900円に、1,970円を1,950円に、6,060円を5,500円に、3,460円を3,100円に改める。これは7割軽減の分であります。同項第2号中でありまして、9,680円を7,000円に、8,710円を6,000円に、4,360円を3,000円に、3,140円を3,200円に、2,820円を2,800円に、1,410円を1,400円に、4,330円を3,900円に、2,470円を2,300円に改める。これが5割軽減でございます。同項第3号中の3,880円を2,800円に、3,490円を2,400円に、1,750円を1,200円に、1,260円を1,300円に、1,130円を1,200円に、570円を600円に、1,740円を1,600円に、990円を900円に改める。これが2割軽減でございます。

これらの国保医療給付費分、それから後期高齢者支援金分、介護納付金分についての低所得者に対する軽減措置を行うものであり、均等割、平等割について、それぞれ7割軽減、5割軽減、2割軽減とするものに改めるものであります。

この条例については、公布の日から施行していきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第55号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで、暫時休議をいたします。

再開を11時5分といたします。(午前10時50分)

○議長

それでは、議事を再開いたします。(午前11時05分)

◇ ◇ ◇

○議長

お諮りします。

日程第13、議案第56号「平成23年度柳津町一般会計補正予算」、日程第14、議案第57号「平成23年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」、日程第15、議案第58号「平成23年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」、日程第16、議案第59号「平成23年度柳津町介護保険特別会計補正予算」、日程第17、議案第60号「平成23年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」、日程第18、議案第61号「平成23年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」については、いずれも関連がありますので、一括上程し議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号は一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第56号「平成23年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、人事異動に伴う人件費等の所要の組みかえと、東日本大震災の影響による風評被害対策として、誘客に係る観光PR、物産販売経費、プレミアム商品券発行経費、中小企業融資資金関係、住宅改修補助金関係等の歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第57号「平成23年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、事業勘定では税率引き下げに係る国民健康保険税の減額と人事異動に伴う人件費の減額で、歳入歳出予算の減額補正であります。施設勘定では人事異動に伴う人件費等の補正で、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第58号「平成23年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、人事異動に伴う人件費の減額で、歳出予算の減額補正であります。

次に、議案第59号「平成23年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、人事異動に伴う人件費等の補正で、歳出予算の補正であります。

次に、議案第60号「平成23年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、東京電力福島原子力発電所事故に伴い、水道水検査に係る所要の補正で、歳出予算の補正であります。

次に、議案第61号「平成23年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、久保田地区下水管修繕に伴う補正で、歳出予算の補正であります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議お願いいたします。

ます。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長

平成23年度柳津町一般会計補正予算について補足説明をいたします。

歳入歳出それぞれ6,518万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,518万5,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。

歳入歳出補正でございますが、歳入で、地方交付税で1,500万の増でございます。県支出金で630万4,000円の補正でございます。財産収入で5万円の補正でございます。寄附金で183万1,000円の補正でございます。繰入金で4,000万の補正でございます。諸収入で200万の補正でございます。合わせまして6,518万5,000円の補正でございます。

次、歳出につきまして、議会費で112万2,000円の補正でございます。総務費で1,467万1,000円の減でございます。民生費で48万5,000円の増でございます。衛生費で835万2,000円の増でございます。農林水産業費で9万7,000円の増でございます。商工費で2,329万3,000円の増でございます。土木費で3,127万4,000円の増でございます。次、教育費で1,282万9,000円の増でございます。予備費で204万4,000円の増でございます。合わせまして6,518万5,000円であります。

7ページをお開きください。

歳入でございますが、地方交付税で1,500万ということで、これは3年間で特別交付金を見直すということで減額しておったわけですが、今年は国のほうで見直しをしまして、従前どおり交付するということの通知が来ましたので、今回1,500万ということで特別交付税を補正したものでございます。

県支出金の総務費県補助金でございますが、これは災害救助費繰替支弁ということで避難所経費ということで640万の補正でございます。農林水産業費県補助金でございますが9万円。これは中山間地域等直接支払いの支払い金でございます。県支出金土木費県委託金でございますが、河川浄化委託金で40万2,000円ほど減になりまして、県道の草刈り委託金ということで21万6,000円の増でございます。

財産収入の物品売払収入ということで5万円でございますが、これは公用車の処分という

ことで、町民センターにワゴン車があったんですが、これがもう車検等も通らなくなったということで財産処分をしましたところ、5万円の補正をしたわけでございます。

寄附金の一般寄附金でございますが、183万1,000円ということで、これは今回の災害ということで災害義援金ということで、柳津町の避難所の経費に充ててくださいというか、そういう義援金ということで持ってこられた方がおりますので、これは町の寄附金ということでもらいまして、一応避難所経費のほうに充てさせてもらうということでございます。

繰入金で基金繰入金ということで4,000万。これは財政調整基金のほうから繰り入れということでございます。

諸収入では商工会貸付金元利収入ということで、これは後継者育成資金の原資分の返済ということで200万でございます。

次のページでございますが、歳出でございますが、主な内容につきましては人事異動による分の人件費、あと風評被害対策の補正でありまして、主なものを説明しますと、議会費で112万2,000円。これは人件費等の補正でございます。

総務費の一般管理費で1,107万円の減。これも異動に係る人件費等が主な内容でございます。次にいきまして、総務費の徴税総務費も403万円の減ということで、これも人事異動に伴いました減でございます。

次のページにいきまして、民生費でございますが、社会福祉総務費で118万9,000円の減。これにつきましては国保会計への事業勘定の繰出金ということで102万3,000円の減。民生費におきまして、繰出金ということで後期高齢者医療特別会計への繰出金ということで110万2,000円の減でございます。民生費の柳津保育所運営費でございますが、これは人事異動による分の人件費分と需用費で66万円ほどありますが、これは空調の修繕費でございます。西山保育所運営費63万9,000円の減ということで、これにつきましても人件費等の分でございます。

次のページにいきまして、民生費の災害救助費で10万円。これは罹災給付金ということで火災等に遭った場合に見舞い給付金を出すわけですが、今回1件発生しましたので、今回改めて10万円を補正するものでございます。

衛生費の保健衛生総務費827万2,000円の増ということで、これは国保会計の施設勘定の繰出金824万7,000円。これにつきましては、施設診療所分の人件費等を退職によりとっておりませんでしたので、その分の繰出金でございます。

農林水産業費の農業委員会費の68万9,000円。これも人事異動による人件費等ございま



す。農業振興費の665万7,000円も人事異動等によるものでございます。農地費も同じでございます。地域農政特別対策事業費ということで31万円。これは旅費、需用費、使用料とありますが、これは風評被害に対する物販等の経費で31万円と見込んでおります。

次のページにいきまして、農林水産業費の国土調査費とありますが、これも人事異動に伴いまして人件費を案分しましたので78万7,000円の減ということです。あと中山間地域等直接支払事業費の119万2,000円も人件費等の補正でございます。次に、農林水産業費の林道費でございますが670万1,000円。これは昨年度1名退職しておりまして、人件費等を見ておらなかったんですが、その分でございます。

商工費の商工振興費1,221万6,000円でございますが、これは人事異動に係る分と今回の風評被害対策ということで負担金補助及び交付金ということで1,041万1,000円等でございます。

裏にいきまして、観光費1,107万7,000円。これについては工事請負費等で750万ということで、単独事業でございますが、これは荒湯の源泉のポンプの工事等でございます。あと負担金で200万。これは風評被害に対する観光協会への200万の補助ということでございます。

土木費の土木総務費3,000万円の補正でございますが、これは住まいづくり支援事業（風評被害対策）ということで、住宅改修に対する補助ということで3,000万ほど見込んでおります。次に、道路維持費でございますが171万6,000円。これにつきましては、工事請負費として150万ということで、道路維持の舗装等の事業であります。次、土木費の河川総務費で45万2,000円。これについては先ほどありました河川浄化の委託金が来ませんでしたので、その分に対する減でございます。

次に、教育費でございますが、事務局費660万8,000円。これにつきましても人事異動に伴う分の人件費等でございます。次、教育費の柳津小学校の10万4,000円については検査手数料、西山小学校については消耗品等でございます。柳津小学校教育振興費で31万5,000円。これは扶助費ということで、避難している児童の援護費でございます。次に、中学校の管理費の7万4,000円は検査手数料でございます。中学校の管理料12万4,000円につきましては、これも修繕費と検査手数料でございます。中学校の教育振興費の4万5,000円は、これも避難児童の扶助費ということで4万6,000円ほど補正しております。

次のページにいきまして、公民館費でございますが、58万7,000円ということで、これは集会所施設の補助ということで58万7,000円でございます。そのほか、需用費の修繕費ということで95万7,000円ほどあります。

済みません。これは美術館管理費でございます。

次に、美術館事業費で15万円。これは通信運搬費でございますが、これは今の風評被害の分を含めまして、今回斎藤清美術館の事業でダイレクトメールを出しまして、美術館に皆さんに来てもらうということで、風評被害も含めまして15万を見込んでおります。教育費の運動公園管理費で381万9,000円は、主に人件費の補正でございます。

予備費で240万4,000円の減でございます。

24ページの給与費の明細書の中で、職員手当の内訳の中で、右からの3番目の通勤手当、これは479万6,000円となっておりますが、うちのほうの集計の誤りで、479万4,000円ということでご訂正をお願いします。それに伴いまして、下の比較の欄で29万8,000円となっておりますが、29万6,000円ということでご訂正をお願いいたします。

31ページをお願いいたします。

平成23年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ1,790万8,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ5億7,809万2,000円とする。

また、施設勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ824万7,000円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ8,124万7,000円とするものでございます。

次のページでございますが、歳入歳出補正予算でございます。

歳入で、国民健康保険税で1,655万7,000円の減であります。国庫支出金で4万4,000円の減でございます。県支出金で7,000円の減。前期高齢者交付金で19万9,000円の減でございます。繰入金で120万3,000円の減でございます。合計で1,790万8,000円の減でございます。

次のページにいきまして、歳出でございますが、総務費で120万3,000円の減でございます。保険給付費で、これは異同ございません。後期高齢者支援金で10万5,000円の減でございます。前期高齢者納付金で4,000円の増でございます。予備費で1,681万4,000円の減でございます。合計で1,790万8,000円の減でございます。

36ページをお開きください。

歳入でございますが。国民健康保険税で一般被保険者国民健康保険税で1,414万9,000円ほどの減になっておりまして、これは本算定によるものの減でございます。次に、国民健康保険税の退職者被保険者等国民健康保険税についても240万8,000円の減でございます。

国庫支出金、療養給付費負担金で3万5,000円の減でございます。

次のページにいきまして、財政調整交付金で9,000円の増でございます。

県支出金で財政調整交付金で7,000円の増でございます。

前期高齢者交付金で19万9,000円の減でございます。

繰入金で、一般会計からの繰入金で120万3,000円の減でございます。

歳出でございますが、一般管理費で120万3,000円ということで、これにつきましては人事異動による人件費の減でございます。

次の裏のページ、39ページでございますが、後期高齢者支援金等でございますが、これにつきましては10万5,000円の増でございます

前期高齢者納付金で4,000円の増。

予備費で1,681万4,000円の減でございます。

48ページをお開きください。

これは施設勘定の歳入歳出補正でございますが、繰入金で824万7,000円でございます。

裏のページで、歳出でございますが、総務費で826万5,000円の増、予備費で1万8,000円の減、合計で824万7,000円の増でございます。

52ページをお開きください。

歳入でございますが、これは一般会計からの繰入金ということで824万7,000円でございます。

次のページで、歳出でございますが、総務費の一般管理費で826万5,000円の増。これは退職によりまして人件費を計上しておりませんでしたので、その人事異動による人件費の補正でございます。

予備費で1万8,000円の減であります。

62ページをお開きください。

平成23年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ110万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,079万8,000円にするものがございます。

次のページでございますが、歳入歳出予算補正でございます。

歳入で、繰入金ということで110万2,000円でございます。

次のページで、歳出で、総務費で総務管理費で110万2,000円の減でございます。

67ページをごらんください。

歳入で、事務費繰入金ということで110万2,000円の減でございます。

次のページの、歳出で、総務費で一般管理費で110万2,000円の減ということで、これも人事異動に伴います減でございます。

77ページをお開きください。

平成23年度柳津町介護保険特別会計補正予算でございますが、これは補正後の歳出予算金額は歳出予算書によるものでありまして、78ページをごらんください。

歳出補正予算であります。総務費で1万2,000円の増、予備費で1万2,000円の減でございます。

80ページをお開きください。

歳出でございますが、総務費で一般管理費で1万2,000円の増でございますが、これは人件費と印刷製本費でございます。

予備費で1万2,000円の減であります。

89ページをお開きください。

平成23年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算であります。補正後の歳出予算の金額は歳出予算補正によるものでありまして、次のページであります。歳出補正予算であります。簡易水道事業費ということで33万7,000円の増、予備費で33万7,000円の減でございます。

92ページをお開きください。

歳出でございますが、簡易水道事業費で33万7,000円の減ということで、これは簡易水道の水の採取の委託料でございます。

予備費で33万7,000円の減でございます。

次のページについて、平成23年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算であります。補正後の歳出予算の金額は、次のページになりまして、歳出補正でございますが、歳出で、総務費で25万の増、予備費で25万円の減であります。

96ページをお開きください。

総務費で施設管理費で25万円の増ということで、これは修繕費で25万円。

予備費で25万円の減であります。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

6番、小林 功君。

○6番

2点ほどお聞きしたいと思います。

まず、21ページの教育費で、公民館費、集会所改築補助金とありますけれども、どこの集

会所でどのような工事かということをお聞きします。

それと、96ページになりますが、林集の25万円、修繕費とありますけれども、これはどのような修繕になるのか、故障の原因と修繕の内容を教えてください。

○議長

答弁を求めます。

公民館長。

○公民館長

それではお答えいたします。

集会所の改築補助金でございますが、冨中地区と軽井沢地区の集会所の修繕でございます。内容につきましては、大雪のために屋根が破損したということで、どちらも、冨中も軽井沢もそのような原因の中で、当初予算には間に合わなかったということで今回計上したものでございます。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、6番議員にお答えいたします。

この25万円は久保田地区の林集排のマンホールと塩ビ管の接続の破損ということで、パッキンが余り強く締めつけられてパッキンが破損して、そこから汚水が漏水しておりました。この原因はやはり業者の施工不良であると考えております。当然、私のほうはその業者があればそちらのほうに修繕をやらせるわけなんですけど、その業者、現在営業していませんのでうちでやるしかなかったというのが現状でございます。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

それは施工時の瑕疵というようなこと、原因があるわけですね。ただ、その施工業者が今現在営業していないから請求なり何だりができないということですね。わかりました。

○議長

ほかにもございませんか。

1番、横田善郎君。

○1番

それでは、何点かお尋ねします。

まず、17ページの観光費の工事請負費の750万ですが、これは荒湯の工事だということですが、荒湯の工事の工事内容そのものを少し教えていただきたいと思います。ポンプなのか、あるいは管なのか、そういった内容等についてお尋ねしたいと思います。

それから26ページなんですけど、この表、「給料及び職員手当等の状況」の表の一番下なんですけど、初任給なんですけれども、これは国の制度より恵まれているというふうには、この表だけ見ればとれるようなことになるわけなんですけど、これはちょっと誤解を与えかねないような表現でもあると思うんですけど、ここにあるような国より最初の格付が高いというのはどのようなことなのかお尋ねしたいと思います。これは町の格付だからやむを得ないのかもしれませんが、逆転している。

それから、ちょっと戻りますが、18ページの県道の除草委託料が21万6,000円。これはことし初めてなんですか。そして県道の除草とは、これは花壇や何かなんですか。その場所等の、県道の路線名を教えていただきたいと思います。

そして、河川浄化はことしはこの50万の河川浄化工事がなくなったわけなんですけど、これは今回の地震の影響によってことし初めてなくなったわけなんですか。それとも永久になくなるような今の状況なんですか。これについてお尋ねします。

○議長

まず、地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、1番議員にお答えいたします。

観光費の工事請負費でございますが、従来、荒湯の源泉はエアリフト方式ということでやっていたわけなんですけど、その後水中モーターポンプで試験を行っておりました。その結果、イオンも安定しまして、そしてお湯の流出量も安定しております。エアリフト方式と水中モーターポンプの経費を考えますと、メンテナンスも余りかからない、そして電気料が非常に安いということで、今回モーターポンプの入れかえを予定しております。それとプラス予備ポンプも750万の中に入っております。この750万の中には清流苑のトップライトの修繕ということで、雨漏りしていますので、その中にそれも入っております。

それから、次の道路維持費の県道除草委託料なんですけど、これは今回初めてでございます。そしてこれは銀山峠、林道大峰線から銀山までの旧道を除草するというので、県のほうで国のほうから割り当てがありました。

それから、河川浄化工事でございますが、これは今までは一般の土木業者がやっていたわけなんです、福島県のほうからは河川愛護団体がやるべきだということで、今回認められませんでした。河川愛護団体といっても除草する箇所が大変危険ですので、やはりこれは今回はやらざるを得ないということで減額しております。

以上です。

○議長

総務課長。

○総務課長

柳津町の初任給の格付でございますが、初任給の格付につきましては条例の定めるところによって格付をしているわけですが、うちのほうについては県の人事委員会勧告に基づいておりますので、その分で国の制度と若干異なっている分があるということでございます。

あと、平均給与の構成につきましては、同年代の年代構成がありますので、そういった部分で、これは一般会計の占める職員の年齢構成等によって多少変化する部分がございます。

以上でございます。

○議長

1 番、横田善郎君。

○1 番

それでは、観光費の工事請負費、前にも説明がありまして、エアリフト方式から揚水方式に変えるということで。ただ、エアリフト方式と揚水ポンプ、これは特殊なポンプだから相当なお金がかかるのではないかなというような説明があったわけなんです、450万程度のお金ですべてエアリフト方式から揚水方式に完了するというふうにとらえていいわけですか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

今ほど議員からおただしがありましたように、今回をもちまして水中モーターポンプ方式で用途していくようになります。

○議長

ほかにもございませんか。

5 番、鈴木吉信君。

○5 番

今の横田議員の質問に関連するんですが、荒湯の水中ポンプ、これは結局1個入れてもう1個が予備という形で2個という、ポンプが2基。申しわけないんですが、それで、大体で結構なので、ポンプ1基どのくらいするものか、大体おおよそで構わないので、申しわけないですけれどもお願いしたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ポンプ1体200万でうちのほうでは見ております。（「わかりました」の声あり）

○議長

ほかにございませんか。

7番、荒明正一君。

○7番

これは一応確認しておきたいと思うんですが、18ページの住まいづくり支援事業ということで3,000万上がっているわけですが、一般質問の中でもお答えはあったわけですが、来年もやる、2年続きでやるわけなんですけれども、ここで、住民、町民から聞かれた場合に答えなければならないからお尋ねしておきたいと思いますが、来年やる場合に、ことしやってまた来年申し込んだ場合に、それが有効なのかどうか。ことしと来年、そういうことは認められるのかどうか。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

申し込みした限りは、2年にまたがっても1回限りということで考えております。

○議長

よろしいですか。

7番、荒明正一君。

○7番

結局ことし申し込んだ人は来年はだめだということですか。（「はい」の声あり）わかりました。

あと、17ページの後継者育成資金の利子補給もあったかと思うんですけれども、その場合



に何人くらい後継者育成支援をされている方がおられるのかなということなんですけれども、何でそういうことを聞くかといいますと、この貸付者がふえないような状態というのは、はなはだ必ずしもいい方向ではないと思うんです、町の将来の商店街等を考えた場合に。そういうことを考えた場合に、借り入れる人をふやせるような状況をつくるのが難しいのかなとは思いますが、その辺の考え方、とらえ方をお願いします。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

やはり現在後継者を育成しなければならないということが商工会においても急務となっております。そのために、人数が今のところまだ把握していませんが、この予算によりまして商店街の後継者の育成の手助けをしたいということで今回計上しました。

○議長

よろしいですか。

ほかにございせんか。

1 番、横田善郎君。

○1 番

追加で2点ほどまたお伺いしたいんですが、一つは、この風評被害といいますか放射能測定のことなんですけれども、学校とか屋外プール等については教育委員会のほうから詳細にいろいろ説明を受けましたが、この後、森林公園とかあるいはスキー場とか野外活動施設等についてこれから始まると思うんですが、放射能がおさまっていない段階で、こういったものもやはり安心を得るためには当然測定すべきだと思うんですが、やはり測定機の購入というところ、備品購入というのは一切この補正予算の中には入っていないわけなんです、放射能の測定器についてはどこの予算でも買えると思いますので、ぜひ明許繰越予算なり23年度の備品費の中ででもぜひ1台くらいでも買ってから、随時そういう放射能測定の強化を図っていききたいと思うんです。これが1点。

それから、今回の補正予算について、予算のうち4,600万については風評被害地域対策だということで説明を受けましたが、これについての財源を見ますと、4,000万は財調から取り崩して財源に充てているような補正予算の説明を受けました。これは当然終わりましたらある程度風評被害対策会議等の中か、あるいは公共事業評価委員会でもいいんですが、この

事業の風評被害に対する予算の事業評価について当然やるべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

初めに、放射能等の測定器でございますが、現在、役場本庁、支所、各学校、保育所には測定器を配備しております。それで、今、柳津町の最近の平均の測定値については0.16マイクロシーベルトというところで推移をしておりますが、今マスコミ等で屋外等の安全基準というのは何ミリシーベルトが妥当なのかということで、国の発表にもありますが、今、国民の安全安心ということで大変危惧されていることでもありますので、今後うちのほうでも、今現在各施設等には設置しておりますが、そういった部分で今後検討しまして、そういった安心安全を図る上で今後検討してまいりたいと思います。

あと、今回の補正予算でございますが、風評被害ということで4,600万ほどの予算を計上したわけでございますが、これにつきましては、柳津町の災害対策会議ということものを設置しておりますので、その中で今後対策を講ずる事業も検証してまいりたいと考えておりますし、財源等につきましては、今後、国、県等からのそういう支援があればそういうようなものを財源として活用してまいりたいと思っております。

○議長

1番、横田善郎君。

○1番

この風評被害に対する結果、秋方、来年になるかもわかりませんが、この事業の効果があったのか、継続している今の工事等についての事業等は2カ年にまたがって対策をしていくというような説明を受けたと思います。そういう中で、やはりこの事業は、年度が終わるころこの事業に対しての評価をすべきでないか、次の予算を組むときには当然必要でないかという私の考えであったんですが、そこらについてちょっと答弁なかったような気がするのをお願いします。

○議長

総務課長。

○総務課長

町としても、これは風評被害対策ということで、経済の活性化というものを目的としておりますので、その部分についてどれだけの成果が上がったかというのは当然検証しなければならないと思いますので、その辺については十分検証をしてみたいと思っております。

○議長

ほかにございませんか。

6番、小林 功君。

○6番

私はちょっと保育所についてお伺いしたいんですけども、今の質問に関連しますが、放射線対策ということで、やはり小学校、中学校でも大変気をつけなければいけないというふうになっているんですが、小さな子供、いわゆる5歳前後の子供ということは非常に新聞、テレビで報道されております。気をつけなければいけないということでありますけれども、中でも砂場であるとか雨水等が流れる側溝等について、特別測定とかしているのか、あるいはそれに対して何らかの対策というものを講じているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

保育所長。

○保育所長

小林議員の質問にお答えいたします。

県のほうの指導等もあります。測定も定期的に測定をいたしまして、砂場、園庭、それから保育所内等の測定をしておりますが、今のところ0.16、高いところで0.2ぐらいの数値が出ています。側溝についてもちょっと多いところは0.3ぐらいのところもあります。砂場については、未満児については口に入れないように十分気をつけて、以上児についても同じですが、時間的には30分以内で活動をおさめています。それから活動が終わったら手洗い、うがいを今まで以上に十分気をつけて行っています。砂場の入れかえ等も考えたんですが、数字的にはそんなに高くないので、保健福祉事務所の指導なんかも参考にしながら今のところ十分に気をつけて活動させているという状況です。

○議長

ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

それでは、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第56号「平成23年度柳津町一般会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第57号「平成23年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第58号「平成23年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第59号「平成23年度柳津町介護保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第60号「平成23年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第61号「平成23年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで、暫時休議をいたします。

再開を午後1時といたします。(午前11時50分)

○議長

それでは、議事を再開いたします。(午後1時00分)

◇ ◇ ◇

○議長

次に、日程第19、議案第62号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

議案第62号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由の説明をいたします。

本案は、坂上重郎氏が平成23年6月30日をもって任期満了となることにより提案するもの

であります。

◇ ◇ ◇

○議長

暫時休議いたします。（午後1時02分）

○議長

それでは、議事を再開いたします。（午後1時03分）

◇ ◇ ◇

○議長

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

ただいまお手元にお配りいたしました、

住 所 福島県河沼郡柳津町大字柳津字岩坂町甲197番地

氏 名 坂 上 重 郎

生年月日 昭和24年11月25日生

の選任につき、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いをいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第62号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

次に、日程第20、報告第2号「平成22年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第2号「平成22年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について」別紙のとおり報告をいたします。

本報告は、地方自治法及び同施行令の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長

平成22年度柳津町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を申し上げます。

この繰越分については、3月定例会において繰越明許をしたものでございまして、3月31日現在で繰越額が変更になった分についてをご説明したいと思います。

4番目でございます。総務費の役場庁舎内の改装の事業費でございますが、これにつきましては1,600万ということでありましたが、3月に発注をしまして1,012万ということ計算書がそういうふうになっております。

あとずっと来まして、次のページになりまして、63ページの下から4行目でございます。教育費の学校給食センター備品購入費でございますが、870万に対しまして繰越額が869万円でございます。

その下の、下から2番目でございます。災害復旧費、現年林業施設災害復旧費860万でございますが、繰越額が755万ということでございます。

一番下の災害復旧費、現年公共土木施設災害復旧費でございますが、750万に対しまして484万9,000円の繰り越しでございます。

最後でございますが、災害復旧費で林業施設災害復旧事業100万に対しまして70万6,000円で、合計で35件で、翌年度繰越額が2億2,320万1,000円であります。

以上でございます。

次に、柳津町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。これにつきましては総務費の国保診療所西山出張所外壁の塗装工事でございますが、これは同額で290万円繰り越すものでございます。

以上でございます。

○議長

これをもって報告を終わります。



○議長

次に、日程第21、報告第3号「平成22年度柳津町事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第3号「平成22年度柳津町事故繰越し繰越計算書の報告について」別紙のとおり報告をいたします。

本報告は、地方自治法及び同施行令の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長

平成22年度柳津町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご報告申し上げます。

まず、総務費の地上デジタルテレビ購入事業でございますが、繰越額としまして171万1,500円でございますが、これは被災に伴いアンテナ等附属設備の調達が困難ということで、当初はテレビだけの購入ということで予定していたわけですが、町民センターのテレビにつきましては後から配線等を増設しておりまして、その配線等の部分を直さなければならない、あとアンテナについてもやらないとちょっとテレビの映りが悪いということもありまして、そういう関係でテレビだけの購入でなかったために調達が困難になったということでございます。

次に、第5次振興計画の印刷製本費で35万7,000円でありまして、これは3月になりまし



て被災によりまして物流がなかなか来ないということで、どうしても厚紙の入手が困難だということから業者が入りまして、その商品に対する厚紙がなかなか来ないということで繰り越しをしました。

林業水産業費の森林環境交付金事業でございますが、これについては271万3,250円であります。これは被災に伴い作業に必要な燃料費の確保が困難ということで繰り越しをいたしました。

土木費の保育所舗装事業でございますが、240万1,350円。これも震災に伴いまして資材の納入が物流関係でなかなか難しいということで、これも繰り越しになりました。

教育費の学校給食センター器具の修繕でございますが、15万1,200円でございます。これも被災に伴い修繕に要する部品、そういう調達が、これも物流がなかなかうまくいかないということで困難のために繰り越しするというので、5件でありまして、133万4,300ということでございます。

以上でございます。

○議長

これをもって報告を終わります。



○議長

次に、日程第22、報告第4号「会津若松地方土地開発公社経営状況の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第4号「会津若松地方土地開発公社経営状況の報告について」別紙のとおり報告をいたします。

本報告は、会津若松地方土地開発公社理事長より経営状況の報告があったので、地方自治法の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長

平成22年度会津若松地方土地開発公社事業報告について、補足してご報告を申し上げます。

1 ページでございます。概要ということで総括事項ということで、用地の取得及び処分についてでございますが、用地の取得等については、会津若松事務所の土地造成事業として用地の造成等を実施、その事業費は3億1,805万5,571円となっております。また、会津若松事務所に係る過年度取得保有地の利息として14万1,448円が原価に計上されております。事業費総額は3億1,819万7,019円であります。

用地の処分については、会津若松市と業務委託で取得した土地を会津若松市へ4件売却し、その合計面積は2万602.88平方メートル、売却金額は4億24万4,708円となったものであります。

収益費用は、収益合計が4億4,243万9,865円にして、費用合計が4億2,984万7,687円で、差し引き1,259万2,178円の当期純利益の計上になりました。

債務額であります。平成22年度末までの債務額は20億4,708万4,900円であります。柳津町につきましては、土地の取得等はありません。

以下、詳細については報告書のとおりとなっております。

以上で報告を終わります。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長

次に、日程第23、議員提出議案第2号「子どもたちに長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断の実施を求める意見書の提出について」議題といたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第2号「子どもたちに長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断の実施を求める意見書の提出について」は、内容を具備していますので、提案者の説明及び質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第24、「議員の派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議員の派遣については、会議規則第122条の規定により、お手元に配付したとおり派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。



◎閉会の議決

○議長

お諮りいたします。

以上をもって本定例会の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、平成23年第2回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議まことにご苦労さまでございました。(午後1時15分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 田 崎 為 浩

同 議員 磯 部 静 雄

同 議員 横 田 善 郎

同 議員 菊 地 正